

## 合併公告

平成 25 年 1 月 31 日

株主および債権者 各位

広島市中区東千田町二丁目 9 番 29 号  
広島電鉄株式会社  
代表取締役社長 椋田 昌夫

当社（以下「甲」といいます）は、平成 25 年 1 月 30 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、広電不動産株式会社（本店所在地 広島市中区東千田町二丁目 9 番 29 号）（以下「乙」といいます）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

これにより効力発生日をもって、甲は乙の権利義務の全部を承継し、乙は解散することになります。

なお、甲は会社法第 796 条第 3 項に基づき、乙は会社法第 784 条第 1 項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併により、甲は株式その他金銭等の交付をせず、資本金の額は増加いたしません。

### 記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で株式買取請求をされる株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. 会社法第 799 条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 カ月以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
4. 甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
  - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。
  - (乙) 平成 24 年 6 月 14 日付官報 66 頁（号外第 129 号）に掲載しております。

以 上